

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 9 | 固定資産税賦課事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年11月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税賦課事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税に関する事務。 1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。 |
| ③システムの名称 | Acrocity: 税システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)固定資産税台帳ファイル (2)送付先情報・管理人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 別表の24の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 情報照会の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 那覇市企画財務部資産税課 |
| ②所属長の役職名 | 資産税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-862-9930 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 企画財務部 資産税課 098-862-5320 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|-----------------------------------|-----------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和6年11月1日 | 表紙 評価番号9 評価書名 | 固定資産税及び事業所税賦課事務 重点項目評価書 | 固定資産税賦課事務 重点項目評価書 | 事後 | 事務の一部削除 |
| 令和6年11月1日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 那覇市は、固定資産税及び事業所税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 那覇市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | 事務の一部削除 |
| 令和6年11月1日 | I-1-①事務の名称 | 固定資産税及び事業所税賦課事務 | 固定資産税賦課事務 | 事後 | 事務の一部削除 |
| 令和6年11月1日 | I-1-②事務の内容 | <p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税及び事業所税に関する事務。</p> <p>1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。 6.事業所税の賦課に関する事務。</p> | <p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税に関する事務。</p> <p>1.固定資産税の賦課に関する事務。 2.固定資産税の減免に関する事務。 3.納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4.名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5.資産税に関する証明発行事務。</p> | 事後 | 事務の一部削除 |
| 令和6年11月1日 | I-2-システム1-①システムの名称 | Acrocity: 税システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー | 税システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー | 事後 | |
| 令和6年11月1日 | I-3個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | 別表の24の項 | 事後 | 法律の変更 |
| 令和6年11月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | (情報照会の根拠)番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号 | 情報照会の根拠: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 | 事後 | 法律の変更 |
| 令和6年11月1日 | II-1-1対象者数 いつ時点のJ集計か | 令和2年2月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年11月1日 | II-1-2取扱者数 いつ時点のJ集計か | 令和2年2月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |